

交渉情報	NO.12	信越支社 郵便・物流営業部
JP労組 信越地方本部	2015年8月28日	添付資料:29枚

2016年用年賀葉書の販売方針等について

信越支社郵便事業本部営業部は、本日（8月28日）「2016年用（平成28年用）年賀葉書の販売方針等について」について地方本部に説明してきました。

支社資料は、別紙1～3で構成されています。

別紙1は「2016（平成28）年用年賀葉書の販売方針等」です。

1基本方針、2販売指標、3販売期間等、4市場トレンドと主要ターゲットに対する取組、5推進管理体制、6インセンティブ、7コンプライアンスの遵守の7項目で構成されています。

別紙2は「2016（平成28）年用年賀葉書取組の詳細資料」です。

1販売方針、2取組項目、3年賀営業マネジメント、4販売チャネル別の具体的取組、5ビジネス年賀の取組、6一体営業、その他の7項目で構成されています。

別紙3は「2016（平成28）年用年賀葉書促進スケジュール」です。

なお、販売指標、販売ガイドライン、インセンティブの詳細については別途、地方労使対応することとしています。

【地本・支社との意見交換】

以上の説明を受け、地本・支社での意見交換を行いました。

- ① 昨年度の年賀および今年度のかもメールの取り組みについて、評価・反省を踏まえた上で、今年度の年賀葉書の取り組みを行うこと。

かもメール取組の評価・反省を8月27日に行う。それを踏まえ、昨年度の年賀取組の評価・反省と併せた上で今年度の年賀取組とする。

また、指標については別途、地方労使対応を行い示すこととする。

- ② マイナンバー対応時期（10月中旬～11月上旬）と同時期に携行販売強化期間を設定しているが、早期指標達成を理由に業務に支障が出るような指導を行わないこと。

また、販売ガイドラインもマイナンバー対応を考慮した無理のないものとする

こと。
なお、マイナンバー対応のため印刷カタログの早期勧奨を図るということだが、

印刷後の配達はマイナンバー対応時期に重ならないということか。

全体のスケジュールとして11月～12月中旬の時期を設定したが、マイナンバー対応は個局によって対応期間が別となるため、マイナンバー対応期間は業務に集中できる体制となるよう指導する。

印刷カタログは、申込時期によってマイナンバー対応時期と重なることもありうる。しかし、携行販売は金銭授受等があるため少しでも業務を簡素化するため、カタログ利用を勧奨していただきたい。

- ③ コンプライアンスの遵守について、「販促物品の購入を見返りとした年賀営業を禁止」とあるが、カタログギフト購入等のいわゆるバーター営業についても指導をすること。

販促物品の購入だけではなく、販売指標の推進が遅れている社員にカタログギフト購入でのバーター営業を持ち掛けるなど、行き過ぎた営業指導等が無いようにする。

地方本部では販売指標・ガイドラインの労使対応の際に再度意見交換を行うこと、昨年の意見交換の整理内容について今年度も引き続き指導していくとしたことから、本件を了としたものです。

したがって、支部においては、本部・本社間、地本・支社間で整理した事項を周知するとともに、誤った指導がされている等、問題がある場合は支部・分会対応をするとともに地本へ連絡願います。

【労使対応】 情報提供